

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	令和元年5月29日(月) 午後6時30分～8時40分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、井原会長職務代理、西澤委員、尾崎委員、十時委員、大澤委員、永田委員、村野委員、横須賀委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員、坂本委員、山口(暁)委員</p> <p>(市事務局) 瀬川子ども家庭部長、谷村子ども家庭部次長 【子ども政策課】榎本課長、古田主査、天明主査、上野主査、青柳主事、神原主事 【子育て支援課】嶋田課長 【子ども家庭支援センター】高橋課長 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐 【児童課】吉原課長 【社会教育課】平島課長、齋藤係長</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 山口(和)委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	5名
会議次第	<p>1.開会 2.事務連絡 3.審議 (1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について(継続審議) (2) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員設定の取り下げについて (3) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について 4.報告 5.その他 6.閉会</p>				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111(内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会					

2. 事務連絡

3. 審議

(1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について（継続審議）

◎会長

本日は、第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の骨子案のうち、これまでの議論等を踏まえ作成した第1章から第3章までについて、第3章を中心に審議をしていただく。

次に、審議事項(2)(3)では、市が行う利用定員の設定等について、審議会等の意見を聴く必要があるため、(2)で特定教育・保育施設の利用定員設定の取り下げについて審議を行ったのち、その結果を踏まえ(3)で同施設の利用定員の設定について審議をしていただく。

それではまず、審議事項(1)として、第1章から第2章までについて事務局から説明をしていただく。

子ども政策課主査より、**資料1-1**骨子案のうち、第1章から第2章までにあたる第2期計画策定の趣旨や当市の現状等についてスライド(**資料1-3**参照)を用いて説明。主なポイントは以下の通り。

■昨年度の本会議においては、国のルールに基づく量の見込みの算出方法や、行政の持つ実績データ等から推計する量の見込みの推計方法等、これまで議論を展開しながら認識の共有を図ってきたこと。また、第2期計画は、こうした様々な議論等を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちの実現に向け、質の高い教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援の量的拡充と質的向上を図ることを目的に作成するものであること。

■最上位計画となる第5次総合計画の人口推計に基づくと、当市は住宅都市としての性格を有しており、年少人口が減少傾向にあること。

■昨年度の会議において共有したように、両親ともにフルタイムで就労する意向を持つ家庭が急増しており、第2期計画策定にあたっては、こうした子育て世帯の価値観の変化も十分に考慮することが求められていること。

■当市ではこれまで、待機児童の分析や需給バランスを勘案した待機児童対策を進めるとともに、既存の子育て資源を適切に活用し社会全体での子育て支援を進めてきていること。

◎会長

まず、計画策定の背景の1つに「未婚化」が挙げられていたが、結婚への考え方が多様化してきていることに鑑みると、「非婚化」が正しい表現だと思う。

次に、当市の年少人口については、第2期計画期間においては概ね横ばいまたは減少傾向で推移していき、第3期計画策定時にはだいぶ減っているのではないかと考えられるが、これを見据えたうえで、どう計画に反映させていくかを考えていくことになるかと思う。

最後に、保護者の就労状況については、**資料1-3**7ページ下部を見ると、両親

ともにフルタイムで就労している家庭がこの5年間で10.5ポイント増えており、急速に両親ともにフルタイムで就労する家庭が増えている状況にあるということが分かる。

委員から何か意見はあるか。

◎A 委員

まず、第2期計画の基本となる第5次総合計画の内容はどうか伺いたい。

次に、当市はこれまで既存の子育て資源を活用し子育て施策を進めてきており、第2期計画の策定にあたっては、市長が公約として掲げているようにさらにパワーアップした「子育てするなら東村山」を実現していけるような施策を考えていく必要があると思う。

◎会長

行政から何かあるか。

○子ども政策課主査

まず、第5次総合計画については、現在、策定に向け横断的に第4次総合計画の内容を踏まえた整理を進めている段階であり、第2期計画はこれと調整しながら策定していくことになるかと思う。

また、当市はこれまで「子育てするなら東村山」を実現するべく取組を進めてきており、第2期計画における具体的な施策案については第3章以降で改めてお示しさせていただくので、そこで議論していただくのが良いと思う。

◎B 委員

待機児童が平成30年4月に5名まで減少したが、この理由は何か。

◎会長

行政から何かあるか。

○子ども家庭部次長

まず、令和3年度を始期とする第5次総合計画は現在策定段階にあり、令和2年度を始期とする第2期計画はこれより1年先行して実施していくことになることを念頭に策定していくことになる。

次に、児童福祉法上では、保護者だけでは必ずしも適切な監護を受けられないような子どもは保育所における保育を受ける権利を有しているものとしており、待機児童はそのような保育の受け皿が充足していれば本来保育を受けられるような状況にあるのにも関わらず、保育を受けられない立場にある子どもを意味しており、当市としても待機児童問題は由々しき問題であるとして、積極的に解消に取り組んできている。具体的な状況等については、報告事項としてご報告する。

◎C 委員

第2期計画においては、教育・保育の提供体制の整備に併せて児童クラブの整備も重要なものとなってくるかと思うので、今後量の見込み等を検討していくに当たっては、児童クラブの需要の推移についても、検討材料として示してもらえると良いと思う。

◎会長

児童クラブの入会状況はどうなっているか。

○子ども政策課長

平成31年度の児童クラブの入会状況等については、現在精査を進めている段階であり、現時点でお示しすることはできないが、今後は学校施設の活用等についても検討しながら整備を進めていければと考えている。

○子ども家庭部次長

当市の児童クラブでは、これまで、申込期間や入会の要件はあるものの、可能な限り希望を叶える形で受け入れを行ってきた経過がある。また、いわゆる保育所と言うところの「待機児童」とは趣旨の異なるものであるとの前提のもと、毎年度の進捗状況報告書にある通り、数値上では目標を達成している状況でもある中では、成果として掲げにくかった。当然、児童クラブについては今後議論が必要な課題であると認識しており、これについては量の見込みを考える中で改めて説明させていただきたい。

◎会長

児童クラブについては、数値目標は達成しているものの、可能な限り受け入れを行ってきたことから、児童一人当たりの必要面積の確保には課題があり、進捗状況報告書では必ずしも良い評価にはならなかった。

◎D 委員

子どもが0歳児から1歳児までの間は自分でみていたい、仕事もしたいと考える保護者が増えてきていると感じる。このような状況の中、縮小していく社会で、うまく循環させていくためには、子育てと仕事の両立に対する価値観が変化してきていることを勘案した上で、半日は子どもを自分で見て残りの半日は仕事をする等といった保護者も自分の生きがいを見つけて子どもと生活していけるような保育施策を考え、0か100かではない柔軟な子育て支援をしていけると良いと思う。

◎会長

まず、第3章の基本目標は、第一に子ども自身、第二に保護者、すなわち子育てをする保護者をどう支えるか、第三に地域全体、すなわち地域全体で子育て世帯をどのように支えるか、といった構成になっている。

また、言葉ひとつとっても世代間の違いを感じることもあり、今後は様々な面でこういった価値観の変化が課題になってくるかと思う。

◎D 委員

利用希望把握調査では、潜在的にフルタイムでの就労を希望する人が42.1%いるとの結果が出たが、両親共働きじゃないと所得が維持できない時代がくるとの想定のもと、少しでも働いておきたいと考える保護者が増えるのではないかと考える。第2期計画の計画期間である5年間はこれまで以上に社会が激変する期間でもあるかと思うので、利用希望把握調査の結果だけでなく、こういったことも勘案した上で、社会の変化に注視しながら、その時々状況に柔軟に対応できるよ

うな施策を考えていく必要があると思う。

◎会長

子育て支援を考えるに当たっては、保護者の就労環境や、教育・保育施設等についても含めて考えることが大事だと思う。

他に委員より意見がなければ、第3章について事務局から説明をしていただく。

子ども政策課主査より、**資料1-1**骨子案のうち、第3章にあたる第2期計画の基本理念や目標等について、スライド (**資料1-3**参照) を用いて説明するとともに、教育・保育提供区域及びエリア構想について、スライドでの説明に併せて**資料1-2**を参照しながら各々の設定の趣旨に着目し説明。主なポイントは以下の通り。

■前期計画の理念や基本目標に基づき、子育て施策の充実が図られてきた一方で、未だ待機児童がいることや子育て施策への期待感の高まり等も考慮し、第1期計画の理念を引き継ぎつつ、基本理念を設定することが望ましいこと。

■市町村子ども・子育て支援事業計画が、施設類型別に整備することではなく、教育・保育の提供体制の整備を趣旨とする計画であることに鑑み、基本目標の整理を行ったこと。

■当市の待機児童は特定の地域やエリアに偏っているとは言えない状況となっている等、当市の現状に鑑みると、教育・保育の提供区域は1区域とすることが妥当であると考えられること。

■現在、地域の特性等に合わせ、切れ目のない子育て支援を実現していく単位として本市独自に市内を5つのエリアに区分しており、このエリア区分ごとに公立保育所等の拠点となる施設が中心となって子育て資源を有機的に機能させ、子ども家庭支援センターと連携しながら支援を実施していくとともに、地域担当職員が中心となって実施するアウトリーチの取組により子育て家庭の孤立化を防いでいくこととなること。

◎会長

第3章について、委員から何か意見はあるか。

◎A 委員

まず、前計画と比べると基本目標1と2が逆転して掲載されているように思えるが、この理由を伺いたい。

次に、基本目標1に「教育・保育等の提供体制を整えます」とあるが、これを達成するためには、子育て施設の就労環境についても整えていく必要があると思う。

◎会長

行政から何かあるか。

○子ども政策課長

まず、基本目標の掲載順序に関しては、本計画が教育・保育の提供体制の整備を

趣旨とする計画であることを勘案して、教育・保育等の提供体制を整備することを基本目標のまず初めに位置付けたものである。

次に、保育士の就労環境については、当市はこれまでも保育従事職員に対し宿舎借り上げ支援を行う等、保育人材の確保に向けた取り組みを進めてきており、第2期計画策定にあたっては、これらについても議論しながら進めていければ良いかと思う。

◎会長

教育・保育の提供体制の整備だけでなく、安心して子どもを産み育てられる体制を整えることも大事なことだと思う。今回提示した基本目標は案であるため、実際に何を掲載するかはこの会議の場において議論していければ良いと思う。

◎E 委員

前計画からの変更点として、「質」という言葉が無くなっているが、資料1-1骨子案の第4章中に「質的向上」という言葉があるので、これとの整合性も踏まえ、第3章の基本目標でも「質」について言及したほうが良いと考える。

◎会長

基本目標の中に「質」という言葉を盛り込むかどうかについては、本会議において、これまで量のみならず質についても目を向け議論を重ねてきていることや、国において、今年度初めて保育の質向上に向けた実践事例集を公表する等、質的向上に向けた取り組みを進めてきていることを踏まえ、考えていくことになるかと思う。

◎F 委員

基本理念に「子どもの最善の利益が実現される社会」とあるが、これはどういうことか。

◎会長

児童福祉法の第2条には、子どもの権利条約の精神にのっとり子どもの最善の利益を考慮する旨が規定されているが、これを本計画の基本理念に組み込むことについて行政から何か説明はあるか。

○子ども政策課主査

前計画の振り返りにもあるように、当市はこれまで、提供体制の整備やゆりかご・ひがしむらやまを実施してきたほか、虐待防止に向け子ども家庭支援センターの機能を強化する等、全ての子どもの健全な育成に向けた取り組みを進めてきており、これらを継続して着実に前へ進めていくことが子どもの最善の利益の実現につながるのではないかと考えている。

◎会長

親の利益を優先してしまっていないかどうかについては、かねてより議論されてきており、今後も引き続きこれについて考えながら、本計画を通じて、子どもの最善の利益を実現していければ良い。

また、質については、本計画は施設の類型に関わらず必要な人に切れ目なく質の高い幼児教育・保育等を提供することを趣旨とする旨が国から示されていることもあ

り、これからは質についてもしっかりと議論していける流れになってきていると思う。

◎F 委員

子どもにとっての幸せを誰がどう考えるのが重要だと思う。

◎B 委員

目指すべき将来像に「地域と共にすべての子どもと大人いっしょに育つまち」とあるが、両親ともにフルタイムで就労する家庭が増えるにつれ、地域の大人は少なくなっていくのではないかと思う。

また、保育所等で見えてくれることを理由に、親が子どもに手をかけなくてもいいんだと考えてしまわないか懸念している。

◎会長

親に関する表現の一つに「親育ち」という言葉があるが、これの捉え方は人によって様々である。人間は何歳になっても心理面や精神面で成長することが出来ることを考えると、親も子どもといっしょになって育っていくことは自然なことだと思う。このように意味をしっかりと理解し認識を共有した上で言葉を使っていきたい。

○子ども政策課長

フルタイムで就労する意向を持つ保護者が増えている要因の一つには、ライフスタイルや価値観の変化がある。これに伴い多様化する需要へどう対応していくかについては、本計画のみならず様々な行政計画において課題となってくると考えており、このうち教育・保育需要をどう捉え、どのように計画に反映していくかについては、本会議の意見をききながら検討していきたいと考えている。

◎G 委員

基本目標 1 に「提供体制を整えます」とあるが、これは待機児童対策を指しているのか、または教育・保育等の質の向上に向けた取り組みのことを指しているのか伺いたい。

◎会長

具体的に設定する言葉については本会議で検討していくことになるかと思う。行政から何かあるか。

○子ども政策課長

待機児童の解消、すなわち必要な人が利用できるよう教育・保育等を提供してくことが行政としてまずもって取り組むべき課題であるとの考えから提案させていただいたものである。これを主眼に置き、エリアにおける支援についても議論しながら計画策定を進めていければ良いかと思う。

○子ども家庭部次長

今回、「質の高い」という言葉を入れるかどうかについては、事務局においても議論されたが、安心して子どもを産み育てられるまちにするということは当然質の高さが求められるとの考えから、修飾語である「質の高い」と言う言葉をあえて取り提案させていただいたものである。

◎会長

目標に明記するか、その説明に入れ込むかの違いはあれど、言葉にしたうえで、旗印として掲げることは大事だと思う。

◎C 委員

提供区域の設定については、地域の現状について委員間で認識を共有したうえで検討していきたいと考える。これに当たり、エリアごとの就学前児童数や保育所等の申込み児童数がわかるものがあると良いかと思う。

◎会長

前計画の策定時も、教育・保育の提供区域の数については議論されたが、通勤経路や駅からの距離といった日常の生活動線を重要視している保護者が多いことや、所在町外への保育所等に通う児童が多かったこと等から、複数に区切らなくても良いのではないかと考え、提供区域を1とすることとなったかと思う。一方、エリアという区域は子育て支援を考える単位として、いわゆるレインボー計画の考え方を引き継いだものである。提供区域を検討するに当たって、参考となるデータ等は何があるか。

○子ども政策課長

議論の中で必要となれば、出来る限り提示していきたい。

◎井原職務代理

まず、子どもの最善の利益を実現していくに当たっては、子どもの権利条約の中で子どもの意見の尊重が掲げられていることに鑑みると、大人が一方的に決めて支援を行うことのないようにすることが課題であると考え。また、基本理念の中に「地域と共に～育つまち」とあるが、地域自身も育っていくことを意味しているという理解で正しいか伺いたい。

次に、親育ちへの支援については、保育所等を利用しない保護者は家事や育児だけで一日の大半が費やされることも勘案しながら、考えていく必要があると思う。

エリアの区域設定については、提案通りが良いかと思うが、公立保育所の役割として挙げられている8つの事項については、公立保育所だけでなく、民間とも協働しながら支援の質を高めていければ良いと思う。

最後に、教育・保育等の提供体制については、就労している親は親族のネットワークを十分に活用することが難しい中で子育てをしていかなければならないことから、これをどう捉え計画に反映させていくのか改めて検討する必要があると思う。

◎会長

まず、「地域と共に～育つまち」という言葉は、すべての子どもと大人、そして地域のひとが支え合いまちを作っていくことを将来像としてイメージしているものであるが、地域の大人が減っていく傾向にあること等を踏まえ、改めて考えることはあるかと思う。

次に、公立保育所については、新規事業の研究や実践と言う点では私立の方が良いのではないかという意見もあるかと思うが、公立保育所で行う保育の取組を、市内の保育施設における1つのスタンダードとして、これと同水準となるよう牽引していく

ことや、全体の奉仕者である公立保育所の職員が、市内の保育従事職員の1つの基準となること等を役割としていることを踏まえると、あったほうが良いかと思う。また、公立保育所の役割実現に併せて、地域担当職員が中心となって、親の病気等が原因で保育所等に通えない家庭に訪問して支援を行う等、もっと様々な支援が進んでいけば、エリア構想がより生きてくるかと思う。

他に何か意見はあるか。

◎H 委員

すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現のためには、家庭・地域・施設がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが大事だと考える。そして、その実現に当たっては、すべての子どもが施設類型を問わず同じ水準の保育を受けられるよう努力をしている施設等に対し、もっと支援をしていけると良いかと思う。シンプルに子どもにとってのベストは何なのか考えて支援を行い、その結果、親が子育てを楽しみと思えるようになると、地域が明るくなっていくと思う。

◎会長

他に意見がなければ審議事項（1）については以上とする。

《 委員より意見なし 》

（2）家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員設定の取り下げについて

◎会長

続いて、審議事項（2）について事務局から説明をしていただく。

《 子ども政策課長より、前年度第3回会議で審議を行った「(仮称) あそびの保育園」に係る認可及び利用定員の設定について、建築確認申請の遅延や工期の遅れ、大型連休の影響等を理由として認可申請取り下げの申し出があったことを受け、一旦取り下げさせていただきたい旨を説明。 》

◎会長

委員より何か意見はあるか。

◎G 委員

当該施設の利用を希望している家庭に対しどのような対応をしているのか伺いたい。例えば、当該施設に内定となった子どもを第二保育園で受け入れることは出来るか。

○子ども育成課長

当該施設においては、利用調整を経て、0歳児2名、1歳児5名が内定している状況にある。これらの保護者に対しては、ただ今申し上げた状況について、個別に連絡させていただいたところである。

○子ども家庭部次長

当該施設の利用を希望している家庭には、入所申請の段階で、必ずしも5月1日に開設されるものではないことや延期の可能性について説明させていただいたうえで、申込みをしていただいている。また、この間、事業の開始予定日が6月17日になることについて案内させていただき、開設を待っていただいている状況である。

第二保育園については、民間移管が予定されていない段階で入所した子どもが第二保育園から卒業できるよう経過措置的に存続しているもので、現在は5歳児クラスのみとなっており、人員体制や面積等を考慮すると0・1・2歳児クラスを急遽整備することも難しいと考えている。

◎会長

他に意見がなければ、当該議事については取り下げるものとして集約したいと考えるがどうか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

ではそのように集約する。

(3) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

◎会長

審議事項(1)(2)と同様に、審議事項(3)について事務局から説明をしていただく。

《 子ども政策課主査より、麻の実幼稚園の利用定員の設定について、**資料3**参照のもと、施設名称及び開設年月日の変更に伴い、新たに認可及び利用定員の設定を行うものであり、可能な限り速やかなタイミングでの開設とさせていただく旨を説明。 》

◎会長

委員より何か意見はあるか。

◎H委員

遅延した原因は、今後の運営に影響を及ぼしうるものか伺いたい。

○子ども政策課主査

今回の開設予定日の変更はあくまで、工期の遅れや大型連休等の影響によるものであり、保育士や調理員の確保等、運営に関わる部分については問題ないものと捉えている。

◎会長

他に意見がなければ、本件は承認ということで良いか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

それでは、承認とする。

4. 報告

◎会長

事務局から何か報告あれば、説明していただきたい。

《 子ども政策課長より、資料4を参照し、平成31年4月1日現在の保育所等の待機児童数について報告するとともに、この結果については現在調査・分析を進めている旨を説明。 》

◎会長

これについては調査・分析結果について報告を受ける際に、改めて詳細を伺うこととする。

5. その他

◎会長

他に何かあれば、説明していただきたい。

《 社会教育課長より、新・放課後子ども総合プランについては、令和2年度からの実施に向けた準備を進めている旨を説明。 》

6. 閉会